

令和7年度第3回国民健康保険運営協議会議事次第

令和8年3月30日（月）13時15分～

国立市役所 委員会室

報告事項

- 1 令和6年度国民健康保険特別会計決算について
- 2 令和8年度国民健康保険特別会計予算について
- 3 国民健康保険条例の一部を改正する条例の主な内容について

配布資料

- No.1—1 令和6年度国立市国民健康保険特別会計決算の概要
- No.1—2 令和6年度国立市事務報告書（国民健康保険特別会計抜粋）
- No.2 令和8年度国立市国民健康保険特別会計当初予算の概要
- No.3—1 国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な内容について
- No.3—2 国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

令和6年度
国民健康保険特別会計
決算概要

令和6年度国民健康保険特別会計決算の概要

(歳入)

(単位:千円, %)

款	令和6年度(A)			令和5年度(B)			差引額(A)-(B)			主な増減理由
	予算現額	決算額	構成比	予算現額	決算額	構成比	予算現額	決算額	伸率	
1. 国民健康保険税	1,384,723	1,397,631	19.5	1,476,423	1,402,957	19.0	△ 91,700	△ 5,326	△ 0.4	収納率95.29%(前年度比+0.07%)
2. 一部負担金	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	
3. 国庫支出金	3,924	4,014	0.1	166	302	0.0	3,758	3,712	1,229.1	社会保障制度・税番号制度システム整備費補助金 3,922,000円(皆増)
4. 都支出金	4,743,495	4,615,856	64.6	4,849,373	4,840,189	65.7	△ 105,878	△ 224,333	△ 4.6	普通交付金 4,401,101,123円(-247,882,422円) 国民健康保険事業都費補助金 65,084,000円(+10,440,000円)
5. 財産収入	1	11	0.0	1	1	0.0	0	10	1,000.0	
6. 繰入金	1,114,253	1,079,546	15.1	1,079,824	1,079,394	14.6	34,429	152	0.0	
7. 繰越金	43,412	43,412	0.6	33,046	33,047	0.5	10,366	10,365	31.4	
8. 諸収入	8,749	7,018	0.1	14,004	16,291	0.2	△ 5,255	△ 9,273	△ 56.9	延滞金 5,446,487円(-4,164,921円) 第三者行為損害賠償金 308,910円(-4,749,567円)
歳入合計	7,298,558	7,147,488	100.0	7,452,838	7,372,181	100.0	△ 154,280	△ 224,693	△ 3.0	

(歳出)

(単位:千円, %)

款	令和6年度(A)			令和5年度(B)			差引額(A)-(B)			主な増減理由
	予算現額	決算額	構成比	予算現額	決算額	構成比	予算現額	決算額	伸率	
1. 総務費	116,949	113,388	1.6	110,614	104,510	1.4	6,335	8,878	8.5	資格事務費 +7,374千円 給付事務費 +1,855千円
2. 保険給付費	4,592,202	4,374,841	61.9	4,691,884	4,598,341	62.7	△ 99,682	△ 223,500	△ 4.9	
3. 国民健康保険事業費納付金	2,381,818	2,381,815	33.7	2,473,722	2,473,719	33.8	△ 91,904	△ 91,904	△ 3.7	
4. 共同事業拠出金	0	0	0.0	5	0	0.0	△ 5	0	0.0	
5. 保健事業費	101,598	91,913	1.3	111,925	93,886	1.3	△ 10,327	△ 1,973	△ 2.1	特定健康診査費 △2,780千円 保健事業費 +3,501千円
6. 基金積立金	12	11	0.0	1	1	0.0	11	10	1,000.0	
7. 諸支出金	104,632	101,861	1.4	59,687	58,312	0.8	44,945	43,549	74.7	国・都支出金返還金 △23,244千円
8. 予備費	1,348	0	0.0	5,000	0	0.0	△ 3,652	0	0.0	
歳出合計	7,298,559	7,063,829	-	7,452,838	7,328,769	-	△ 154,279	△ 264,940	△ 3.6	

(A)	歳入総額	7,147,488
(B)	歳出総額	7,063,829
(C)	歳入歳出差引額(A)-(B)	83,659
(D)	翌年度へ繰り越すべき財源	0
(E)	実質収支額(D)-(E)	83,659

令和6年度国民健康保険の法定外繰入金(26市各総額及び市民1人当たりの額・被保険者1人当たりの額)

市名	人口 (年度末)	被保険者数 (年度平均)	法定外繰入金額				一般会計歳出 決算額(千円)	法定外 繰入の 割合	順位	国保特会歳入 決算額(千円)	法定外 繰入の 割合	順位	
			総額(円)	市民1人 当たり(円)	順位	被保険者1人 当たり(円)							順位
八王子市	558,196人	107,766人	610,483,774	1,094	26位	5,665	26位	236,230,047	0.26%	26位	55,762,782	1.09%	26位
立川市	188,641人	33,200人	1,254,559,469	6,651	20位	37,788	18位	91,928,693	1.36%	22位	16,835,990	7.45%	18位
武蔵野市	148,285人	25,936人	1,358,464,392	9,161	9位	52,378	6位	86,350,983	1.57%	15位	13,458,056	10.09%	7位
三鷹市	190,508人	33,829人	1,803,000,000	9,464	6位	53,297	5位	83,795,751	2.15%	5位	17,991,520	10.02%	8位
青梅市	128,653人	26,880人	878,842,000	6,831	18位	32,695	22位	62,778,640	1.40%	21位	13,852,034	6.34%	22位
府中市	260,758人	45,747人	3,606,522,000	13,831	1位	78,836	1位	132,861,374	2.71%	2位	24,128,797	14.95%	1位
昭島市	115,882人	21,320人	804,764,000	6,945	16位	37,747	19位	52,253,013	1.54%	16位	11,003,953	7.31%	19位
調布市	239,726人	40,881人	2,720,442,000	11,348	3位	66,545	2位	107,946,214	2.52%	3位	20,978,593	12.97%	2位
町田市	430,153人	76,310人	2,299,686,623	5,346	24位	30,136	24位	187,254,843	1.23%	24位	41,225,339	5.58%	24位
小金井市	125,349人	20,721人	835,000,000	6,661	19位	40,297	16位	57,271,339	1.46%	18位	10,688,261	7.81%	16位
小平市	196,493人	34,446人	1,796,981,006	9,145	10位	52,168	7位	87,385,791	2.06%	7位	18,105,460	9.93%	9位
日野市	188,785人	31,081人	1,577,898,000	8,358	13位	50,767	10位	77,536,173	2.04%	8位	16,288,808	9.69%	11位
東村山市	151,637人	28,832人	893,154,226	5,890	23位	30,978	23位	68,734,584	1.30%	23位	15,486,345	5.77%	23位
国分寺市	129,578人	21,333人	1,066,868,346	8,233	14位	50,010	11位	67,555,299	1.58%	14位	11,002,048	9.70%	10位
国立市	76,163人	14,072人	648,605,467	8,516	12位	46,092	13位	38,447,010	1.69%	12位	7,104,076	9.13%	13位
福生市	56,527人	13,259人	682,000,000	12,065	2位	51,437	9位	37,218,383	1.83%	11位	6,714,000	10.16%	6位
狛江市	82,169人	14,884人	770,000,000	9,371	7位	51,733	8位	36,365,706	2.12%	6位	7,505,047	10.26%	5位
東大和市	84,875人	15,760人	123,030,000	1,450	25位	7,806	25位	37,645,851	0.33%	25位	8,095,677	1.52%	25位
清瀬市	75,212人	14,264人	812,661,000	10,805	5位	56,973	4位	37,092,820	2.19%	4位	7,853,930	10.35%	4位
東久留米市	116,208人	21,705人	732,000,000	6,299	22位	33,725	20位	51,014,587	1.43%	19位	11,371,909	6.44%	21位
武蔵村山市	70,567人	14,328人	575,726,000	8,159	15位	40,182	17位	36,394,460	1.58%	13位	7,715,643	7.46%	17位
多摩市	148,340人	27,654人	1,270,505,546	8,565	11位	45,943	14位	63,603,322	2.00%	9位	14,609,488	8.70%	14位
稲城市	94,118人	14,791人	604,295,880	6,421	21位	40,856	15位	42,760,937	1.41%	20位	7,725,571	7.82%	15位
羽村市	53,915人	10,493人	498,535,000	9,247	8位	47,511	12位	26,453,258	1.88%	10位	5,312,045	9.38%	12位
あきる野市	79,028人	16,350人	540,209,000	6,836	17位	33,040	21位	36,530,970	1.48%	17位	8,051,314	6.71%	20位
西東京市	206,302人	37,178人	2,311,380,000	11,204	4位	62,171	3位	84,286,540	2.74%	1位	18,864,449	12.25%	3位

※一般会計歳出決算額は、「地方財政状況調査」による。

被保険者数の推移

(単位:人、世帯)

	被保険者数						世帯数					
	年度末			年間平均			年度末			年間平均		
	増減数	増減比率		増減数	増減比率		増減数	増減比率		増減数	増減比率	
令和4年度	14,845	-785	-5.02%	15,459	-436	-2.74%	10,469	-414	-3.80%	10,812	-193	-1.75%
令和5年度	14,204	-641	-4.32%	14,561	-898	-5.81%	10,168	-301	-2.88%	10,343	-469	-4.34%
令和6年度	13,838	-366	-2.58%	14,072	-489	-3.36%	9,972	-196	-1.93%	10,127	-216	-2.09%

【参考】令和7年9月末日時点被保険者数:13,738人、世帯数:9,993

被保険者増理由

	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期離脱	その他	計
令和4年度	997	2,295	36	32	0	128	3,488
令和5年度	908	2,270	52	30	0	162	3,422
令和6年度	938	2,335	38	22	0	126	3,459

被保険者減理由

	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期該当	その他	計
令和4年度	978	2,098	77	107	794	219	4,273
令和5年度	1,032	1,914	82	97	711	227	4,063
令和6年度	855	1,873	84	84	700	229	3,825

国民健康保険 年齢階層別被保険者数

令和7年度末現在

階層	被保険者数	構成率
0～4歳	143人	1.0%
5～9歳	271人	2.0%
10～14歳	316人	2.3%
15～19歳	358人	2.6%
20～24歳	575人	4.2%
25～29歳	650人	4.7%
30～34歳	622人	4.5%
35～39歳	649人	4.7%
40～44歳	731人	5.3%
45～49歳	863人	6.2%
50～54歳	1,050人	7.6%
55～59歳	1,073人	7.8%
60～64歳	1,474人	10.7%
65～69歳	2,165人	15.7%
70歳～	2,898人	20.9%
計	13,838人	100.0%

令和6年度末現在

階層	被保険者数	構成率
0～4歳	175人	1.2%
5～9歳	280人	2.0%
10～14歳	320人	2.3%
15～19歳	354人	2.5%
20～24歳	556人	3.9%
25～29歳	669人	4.7%
30～34歳	648人	4.6%
35～39歳	673人	4.7%
40～44歳	762人	5.4%
45～49歳	903人	6.4%
50～54歳	1,064人	7.5%
55～59歳	1,080人	7.6%
60～64歳	1,454人	10.2%
65～69歳	2,234人	15.7%
70歳～	3,032人	21.4%
計	14,204人	100.0%

増減

階層	被保険者数
0～4歳	-32人
5～9歳	-9人
10～14歳	-4人
15～19歳	4人
20～24歳	19人
25～29歳	-19人
30～34歳	-26人
35～39歳	-24人
40～44歳	-31人
45～49歳	-40人
50～54歳	-14人
55～59歳	-7人
60～64歳	20人
65～69歳	-69人
70歳～	-134人
計	-366人

【参考】令和7年9月末日時点被保険者数:13,738人

国民健康保険税年度別収納率

(単位:円、%)

	現年分			滞納繰越分			合計		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
令和2年度	1,445,201,500	1,402,390,162	97.04%	70,638,600	33,464,841	47.37%	1,515,840,100	1,435,855,003	94.72%
令和3年度	1,454,953,000	1,404,980,530	96.57%	78,065,593	38,437,948	49.24%	1,533,018,593	1,443,418,478	94.16%
令和4年度	1,481,752,300	1,438,457,765	97.08%	80,869,767	38,526,957	47.64%	1,562,622,067	1,476,984,722	94.52%
令和5年度	1,390,828,600	1,362,406,077	97.96%	82,573,767	40,551,353	49.11%	1,473,402,367	1,402,957,430	95.22%
令和6年度	1,395,721,700	1,363,721,700	97.71%	70,956,960	33,924,765	47.81%	1,466,678,660	1,397,646,465	95.29%

令和6年度

国立市事務報告書

国民健康保険特別会計抜粋

第 2 国民健康保険特別会計

1. 歳入決算額の概要

款	項	目	節	収入済額(円)	説明([] 内は、当該歳入の充当歳出科目番号)
1.	国民健康保険税			1,397,630,738	
	1.	国民健康保険税		1,397,630,738	「地方税法第703条の4」の規定による。
		1. 一般被保険者		1,397,627,310	
		国民健康保険税			
		1. 医療給付費分現年課税分		896,481,244	
		2. 後期高齢者支援金分現年課税分		329,702,728	
		3. 介護納付金分現年課税分		137,518,573	
		4. 医療給付費分滞納繰越分		21,450,893	
		5. 後期高齢者支援金分滞納繰越分		8,243,569	
		6. 介護納付金分滞納繰越分		4,230,303	
				3,428	
	2.	退職被保険者等			
		国民健康保険税			
		1. 医療給付費分現年課税分		0	
		2. 後期高齢者支援金分現年課税分		0	
		3. 介護納付金分現年課税分		0	
		4. 医療給付費分滞納繰越分		2,168	
		5. 後期高齢者支援金分滞納繰越分		792	
		6. 介護納付金分滞納繰越分		468	
				0	
2.	一部負担金				
	1.	一部負担金			
		1. 一部負担金		0	
				0	
		1. 一部負担金		0	
3.	国庫支出金				
	2.	国庫補助金			
		1. 国民健康保険災害臨時特例補助金		4,014,000	
		3. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金		4,014,000	
				92,000	
		1. 国民健康保険災害臨時特例補助金		92,000	[3.1.1.1.]
				3,922,000	
		1. 社会保障・税番号制度システム整備費補助金		3,922,000	[1.1.1.3.]
4.	都支支出金				
	1.	都補助金			
		1. 保険給付費等交付金		4,615,856,123	
				4,615,856,123	
				4,550,772,123	
		1. 普通	交付金	4,401,101,123	[2.1.1.1. 3,729,276,147円] [2.1.3.1. 43,350,879円] [2.1.5.1. 11,357,478円] [2.2.1.1. 544,564,476円] [2.2.3.1. 634,546円] [2.6.1.1. 8,029,533円] [3.1.1.1. 63,888,064円]

款	項	目	節	別	交	付	金	収入	済	額	(円)	説明	([] 内は、当該歳入の充当歳出科目番号)
4.	1.	1.	2.	特	別	交	付	金	149,671,000			保険者努力支援分 [3.1.1.1. 24,804,000円] [5.1.1.3. 3,062,000円] [5.2.1.1. 7,879,000円])
		2.	国民健康保険事業補助金					65,084,000				都繰入金2号分 [1.2.1.2. 6,240,000円] [2.1.5.1. 7,000円] [3.1.1.1. 73,659,000円] [5.2.1.1. 1,049,000円] 特定健康診査等負担金分 [5.1.1.1. 18,726,000円]	
	2.	財政安定化基金交付金						0					
5.	財	産	収	入				11,262					
	1.	財	産	運	用	収	入	11,262					
6.	繰	入						1,079,545,764				国民健康保険事業運営基金積立金利子 [6.1.1.1.]	
	1.	一	般	会	計	繰	入	1,079,545,764					
	1.	一	般	会	計	繰	入	1,079,545,764					
	1.	保	險	基	盤	安	定	繰	入	240,027,764		保険基盤安定繰入金 130,400,700円 保険者支援分繰入金 105,641,979円 未就学児均等割保険税繰入金 2,419,850円 産前産後保険税繰入金 1,565,235円	
	2.	職	員	給	与	費	等	繰	入	121,883,263			
	4.	そ	の	他	一	般	会	計	繰	入	705,467,237	保健事業費等繰入金 56,861,770円 その他一般会計繰入金 648,605,467円	
	2.	基	金	繰	入	金		0					
7.	繰	越						43,412,148					
	1.	繰	越					43,412,148					
	1.	前	年	度	繰	越	金	43,412,148				前年度からの繰越金	
8.	諸	収	入					7,018,434					
	1.	延	滞	金				5,446,487					
	1.	延	滞	金				5,446,487					

款	項	目	節	収入済額(円)	説明(〔 〕内は、当該歳入の充当歳出科目番号)	
8.	1.	2. 加算金		0		
			1. 加算金	0		
		3. 過料		0		
			1. 過料	0		
	3.	受託事業収入		0		
			1. 特定健康診査等受託料	0		
	4.	雑収入		1,571,947		
			1. 返納金	1,256,387		
		2. 第三者納付金		1,256,387		
			1. 返納金	308,910		
		3. 雑収入		308,910		
			1. 第三者納付金	6,650		
			1. 雑収入	6,650		
歳		入合計	7,147,488,469			

2. 事務事業別決算額一覧表

(単位：円)

款	項	科目	事務事業名	支出済額	財源				内	財	源	内	財	源	内	財	源	一	般	財	源							
					特		定															財	地	方	債	所	の	他
					国庫	支出	都	支																				
1.	総	事務管理費		113,387,591	3,922,000	6,240,000															103,225,591							
	1.	一般管理費		95,835,797	3,922,000																	91,913,797						
		1. 職員人件費等		94,085,866	3,922,000																	90,163,866						
		2. 国民健康保険事務会計年度任用職員報酬等		12,488,256																		12,488,256						
		3. 資格事務費		9,816,539	3,922,000																	5,894,539						
		4. 給付事務費		1,373,487																		1,373,487						
		2. 運営協議会費		327,600																		327,600						
		1. 国民健康保険運営協議会運営費		327,600																		327,600						
		3. 連合会負担金		1,422,331																		1,422,331						
		1. 連合会負担金事務費		1,422,331																		1,422,331						
		2. 徴税費		17,551,794		6,240,000																11,311,794						
		1. 賦課徴収費		17,551,794		6,240,000																11,311,794						
		1. 課税事務費		3,760,387																		3,760,387						
		2. 収納事務費		7,552,407		6,240,000																1,312,407						
		3. 各種負担金事務費		6,239,000																		6,239,000						
2.	保険	給付費		4,374,841,243		4,337,220,059																37,621,184						
	1.	療養諸費		3,799,154,508		3,783,991,504																15,163,004						
		1. 一般被保険者療養給付費		3,729,407,001		3,729,276,147																130,854						
		1. 一般被保険者療養給付費		3,729,407,001		3,729,276,147																130,854						
		2. 退職被保険者療養給付費		0																		0						
		3. 一般被保険者療養給付費		43,350,879		43,350,879																0						
		4. 退職被保険者療養給付費		43,350,879		43,350,879																0						
		5. 審査支払手数料		0																		0						
		1. 退職被保険者療養給付費		0																		0						
		2. 高額療養費		26,396,628		11,364,478																15,032,150						
		1. 診療報酬審査支払手数料費		26,396,628		11,364,478																15,032,150						
		1. 高額療養費		545,199,022		545,199,022																0						
		1. 一般被保険者高額療養費		544,564,476		544,564,476																0						
		1. 一般被保険者高額療養費		544,564,476		544,564,476																0						

(単位：円)

款	項	科	目	事務事業名	支出済額	財源				内	財	源	内	財	源	其	他	一	般	財	源						
						特		定														地	方	債	所	の	他
						国庫	支出	都	支																		
2.	2.		2. 退職被保険者等高額療養費		0																	0					
				1. 退職被保険者等高額療養費	0																				0		
	3.		3. 一般被保険者高額介護合算療養費		634,546																		0				
				1. 一般被保険者高額介護合算療養費	634,546																				0		
	4.		4. 退職被保険者等高額介護合算療養費		0																		0				
				1. 退職被保険者等高額介護合算療養費	0																				0		
	3.		3. 移送費		0																		0				
				1. 一般被保険者移送費	0																				0		
	4.		4. 出産育児諸費		18,258,180																			18,258,180			
				1. 出産育児一時金	18,258,180																					18,258,180	
	5.		5. 葬祭諸費		4,200,000																			4,200,000			
				1. 葬祭費	4,200,000																					4,200,000	
6.		6. 結核精神医療給付金		8,029,533																			0				
			1. 結核精神医療給付金	8,029,533																					0		
7.		7. 傷病手当金		0																			0				
			1. 傷病手当金	0																					0		
3.	3.		国民健康保険事業費納付金		0																		0				
				1. 傷病手当金	0																				0		
	1.		1. 医療給付費分納付金		2,381,814,820																		2,144,359,756				
				1. 一般被保険者医療給付費分納付金	2,381,814,820																				2,144,359,756		
	2.		2. 退職被保険者等医療給付費分納付金		1,620,233,262																		1,382,778,198				
				1. 一般被保険者医療給付費分納付金	1,620,233,262																				1,382,778,198		
	1.		1. 一般被保険者医療給付費分納付金		1,620,220,392																			1,382,765,328			
				1. 一般被保険者医療給付費分納付金	1,620,220,392																					1,382,765,328	
	2.		2. 後期高齢者支援金等分納付金		12,870																			12,870			
				1. 退職被保険者等医療給付費分納付金	12,870																					12,870	
	1.		1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金		559,050,302																			559,050,302			
				1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	559,050,302																					559,050,302	
2.		2. 退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金		4,212																			4,212				
			1. 退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金	4,212																					4,212		

(単位：円)

款	科	目	事務事業名	支出済額	財源				内	源	記
					国庫支出金	特定 都支出金	地方債	その他			
3.	3.	介護納付金分納付金		202,531,256					202,531,256	一般財源	
		1. 介護納付金分納付金		202,531,256					202,531,256		
		1. 介護納付金分納付金		202,531,256					202,531,256		
4.	4.	共同事業拠出金		0					0		
		1. 共同事業拠出金		0					0		
		1. 共同事業拠出金		0					0		
5.	5.	保健事業費	1. その他共同事業拠出費	0					0		
		1. 特定健康診査等事業費		91,913,362			35,033,000		56,880,362		
		1. 特定健康診査等事業費		75,924,503			22,796,000		53,128,503		
		1. 特定健康診査等事業費		75,924,503			22,796,000		53,128,503		
6.	6.	保健事業費	1. 保健事業費	15,988,859					15,988,859		
		1. 保健事業費		15,988,859			12,237,000		3,751,859		
		1. 保健事業費		15,988,859			12,237,000		3,751,859		
		1. 保健事業費		15,988,859			12,237,000		3,751,859		
7.	7.	基金積立金	1. 基金積立金	11,262					11,262		
		1. 基金積立金		11,262					11,262		
		1. 基金積立金		11,262					11,262		
8.	8.	支 出 金	1. 基金積立に係る経費	11,262					11,262		
		支 出 金	1. 基金積立に係る経費	101,861,071					101,861,071		
		支 出 金	1. 償還金及び還付金	101,861,071					101,861,071		
9.	9.	償還金及び還付金	1. 償還金及び還付金に係る経費	7,229,854					7,229,854		
		償還金及び還付金	2. 国・都支出金等返納金に係る経費	94,631,217					94,631,217		
		償還金及び還付金	1. 予備費	0					0		
10.	10.	予備費	1. 予備費	0					0		
		予備費	1. 予備費	0					0		
		予備費	1. 予備費	0					0		
歳 出 合 計				7,063,829,349	4,014,000	4,615,856,123	0	11,262	2,443,947,964		

3. 事務事業の執行状況及び成果

予 算 科 目 事 務 事 業 (事業コード: 主管課)							事 業 費 節 別 内 訳
1.1.1. 資格事務に係る事業 (1500200: 保険年金課)							円
執行状況及び成果							9,816,539
1. 国民健康保険加入状況							内 訳
区 分	前年度末現在	本年度中増	本年度中減	本年度末現在	年度平均		7. 6,785
世帯数 (世帯)	10,168			9,972	10,127		10. 2,462,011
被保険者数 (人)	14,204	3,459	3,825	13,838	14,072		11. 1,405,958
2. 介護保険第2号被保険者数							12. 5,418,069
区 分	本年度末現在	年度平均					18. 523,716
世帯数 (世帯)	4,465	4,544					
被保険者数 (人)	5,115	5,202					
3. 被保険者増減内訳 (人)							
本年度中増	転 入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者離脱	その他	計
	938	2,335	38	22	0	126	3,459
本年度中減	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者加入	その他	計
	855	1,873	84	84	700	229	3,825
主な支出内容							
国民健康保険システム資格確認書作成等対応改修委託料				3,922,600	円		
国民健康保険資格確認書印刷製本費				655,600	円		
国保の手引き印刷製本費				310,200	円		
1.1.1. 給付事務に係る事業 (1500300: 保険年金課)							1,373,487
執行状況及び成果							内 訳
一部負担金減免対象者数 (人)							10. 291,577
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		11. 504,410
一部負担金 減免対象者数	2	4	3	3	2		12. 577,500
主な支出内容							
コクホ・ライン/調交システム改修委託料				198,000	円		
1.1.2. 国民健康保険運営協議会運営に係る事業 (1500500: 保険年金課)							327,600
執行状況及び成果							内 訳
国民健康保険運営協議会 4回 開催							1. 327,600
							8. 0
							11. 0

予 算 科 目 事 務 事 業 (事業コード: 主管課)								事 業 費 節 別 内 訳
1.1.3. 連合会負担金事務に係る事業 (1500700: 保険年金課)								円
執行状況及び成果								1,422,331
負担金、補助及び交付金一覧表を参照								内 訳
								18. 1,422,331
1.2.1. 課税事務に係る事業 (1500800: 保険年金課)								3,760,387
執行状況及び成果								内 訳
1. 一般被保険者国民健康保険税 (医療給付費分) の課税状況								10. 1,542,591
11. 2,217,796								
保険税算定額	保険税軽減額 (低所得者分)	保険税軽減額 (未就学児分)	保険税軽減額 (産前産後分)	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	増減額	
千円 1,307,252	千円 76,530	千円 1,540	千円 382	千円 16	千円 644	千円 292,277	千円 △20,019	
保険税 調定額	保険税算 所得割	定額内 均等割	税 所得割	率 均等割	課税対象額	課税対象 世帯数	課税対象 世帯数	
千円 915,844	千円 1,016,632	千円 290,620	%	円	千円	世帯	世帯	
	% 77.77	% 22.23	5.5	20,000	18,484,225	10,408	10,408	
保険税 軽減世帯数 (低所得者分)	保険税 軽減世帯数 (未就学児分)	保険税 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額	
世帯 4,605	世帯 215	世帯 15	世帯 1	世帯 64	世帯 212	人 14,531	千円 650	
2. 一般被保険者国民健康保険税 (後期高齢者支援金分) の課税状況								
保険税算定額	保険税軽減額 (低所得者分)	保険税軽減額 (未就学児分)	保険税軽減額 (産前産後分)	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	増減額	
千円 478,026	千円 38,265	千円 770	千円 136	千円 8	千円 290	千円 92,013	千円 △8,647	
保険税 調定額	保険税算 所得割	定額内 均等割	税 所得割	率 均等割	課税対象額	課税対象 世帯数	課税対象 世帯数	
千円 337,897	千円 332,716	千円 145,310	%	円	千円	世帯	世帯	
	% 69.60	% 30.40	1.8	10,000	18,484,225	10,408	10,408	
保険税 軽減世帯数 (低所得者分)	保険税 軽減世帯数 (未就学児分)	保険税 軽減世帯数 (産前産後分)	災害等による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額	
世帯 4,605	世帯 215	世帯 15	世帯 1	世帯 64	世帯 187	人 14,531	千円 240	

3. 一般被保険者国民健康保険税（介護納付金分）の課税状況

保険税算定額	保険税軽減額 (低所得者分)	保険税軽減額 (未就学児分)	保険税軽減額 (産前産後分)	災 害 等 に よる 減 免 額	そ の 他 の 減 免 額	賦課限度額を 超える額	増 減 額
千円 210,880	千円 15,606	千円 0	千円 10	千円 9	千円 0	千円 52,792	千円 △482
保 險 税 調 定 額	保 險 税 算 定 額 内 訳		税 率		課 税 対 象 額	課 税 対 象 世 帯 数	課 税 対 象 世 帯 数
	所 得 割	均 等 割	所 得 割	均 等 割			
千円 141,981	千円 152,173	千円 58,707	%	円	千円 8,225,563	世帯 4,668	
	% 72.16	% 27.84	1.85	11,000			
保 險 税 軽 減 世 帯 数 (低所得者分)	保 險 税 軽 減 世 帯 数 (未就学児分)	保 險 税 軽 減 世 帯 数 (産前産後分)	災 害 等 に よる 減 免 世 帯 数	そ の 他 の 減 免 世 帯 数	賦 課 限 度 額 を 超 え る 世 帯 数	課 税 対 象 被 保 険 者 数	賦 課 限 度 額
世帯 2,206	世帯 0	世帯 1	世帯 1	世帯 0	世帯 142	人 5,337	千円 170

4. 現年度国民健康保険税調定額の推移（全体）

区 分		令和6年度(円)	令和5年度(円)	伸 び 率 (%)
医 療	一 世 帯 当 り	90,436	88,554	2.13
	被 保 険 者 一 人 当 り	65,083	62,902	3.47
支 援	一 世 帯 当 り	33,366	32,412	2.94
	被 保 険 者 一 人 当 り	24,012	23,023	4.29
介 護	一 世 帯 当 り	31,246	30,286	3.17
	被 保 険 者 一 人 当 り	27,294	26,414	3.33

主な支出内容

納税通知書印刷製本費 1,306,250 円
納税通知書製本等委託手数料 482,401 円

1.2.1. 収納事務に係る事業（1500900：保険年金課）

7,552,407

執行状況及び成果

内 訳

- 国民健康保険税の収納状況（次頁を参照）
- 国民健康保険税過誤納還付状況（次頁を参照）

10. 99,000
11. 1,296,335
12. 976,536
13. 5,180,536

1. 国民健康保険税の収納状況

区 分	予 算 現 額 (円)	調 定 額 (円)	収 入 済 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	還 付 未 済 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 割 合	
							予 算 対 (%)	調 定 対 (%)
一 被 保 険 者 等 職 分	887,344,000	915,843,987	896,481,244	46,400	3,187,084	22,503,427	101.03	97.89
医療給付費分現年課税分	327,130,000	337,896,557	329,702,728	0	418,526	8,612,355	100.79	97.58
支援納付金分現年課税分	136,296,000	141,981,156	137,518,573	0	154,390	4,616,973	100.90	96.86
介護納付金分現年課税分	21,292,000	44,502,301	21,450,893	3,568,333	90,767	19,573,842	100.75	48.20
医療給付費分滞納繰越分	8,176,000	17,096,135	8,243,569	0	833	8,853,399	100.83	48.22
支援納付金分滞納繰越分	4,478,000	9,358,524	4,230,303	0	0	5,128,221	94.47	45.20
介護納付金分滞納繰越分	1,384,716,000	1,466,678,660	1,397,627,310	3,614,733	3,851,600	69,288,217	100.93	95.29
計	1,000	0	0	0	0	0	0.00	0.00
退 被 保 険 者 等 職 分	1,000	0	0	0	0	0	0.00	0.00
医療給付費分現年課税分	1,000	0	0	0	0	0	0.00	0.00
支援納付金分現年課税分	1,000	0	0	0	0	0	0.00	0.00
介護納付金分現年課税分	2,000	2,168	2,168	0	0	0	108.40	100.00
医療給付費分滞納繰越分	1,000	792	792	0	0	0	79.20	100.00
支援納付金分滞納繰越分	1,000	468	468	0	0	0	46.80	100.00
介護納付金分滞納繰越分	7,000	3,428	3,428	0	0	0	48.97	100.00
計	887,345,000	915,843,987	896,481,244	46,400	3,187,084	22,503,427	101.03	97.89
合 計	327,131,000	337,896,557	329,702,728	0	418,526	8,612,355	100.79	97.58
医療給付費分現年課税分	136,297,000	141,981,156	137,518,573	0	154,390	4,616,973	100.90	96.86
支援納付金分現年課税分	21,294,000	44,504,469	21,453,061	3,568,333	90,767	19,573,842	100.75	48.20
医療給付費分滞納繰越分	8,177,000	17,096,927	8,244,361	0	833	8,853,399	100.82	48.22
支援納付金分滞納繰越分	4,479,000	9,358,992	4,230,771	0	0	5,128,221	94.46	45.21
介護納付金分滞納繰越分	1,384,723,000	1,466,682,088	1,397,630,738	3,614,733	3,851,600	69,288,217	100.93	95.29
計								

2. 国民健康保険税過誤納還付状況

区 分	還 付 総 額	処 理 済 額	未 処 理 額	還 付 処 理 済 額 の 事 由 別 内 訳	
				過 納 金 額 (円)	誤 納 金 額 (円)
現 年 分	21,549,006	17,789,006	3,760,000	13,034,100	4,754,906
過 年 分	6,053,300	6,053,300		4,669,800	1,383,500
計	27,602,306	23,842,306	3,760,000	17,703,900	6,138,406

主 な 支 出 内 容

徴収支援システム保守点検委託料 976,536 円
 徴収支援システム及びサーバー等機器賃借料 2,663,560 円
 自動音声電話催告システム賃借料 1,146,816 円

予 算 科 目 事 務 事 業 (事業コード：主管課)					事 業 費
					節 別 内 訳
1.2.1. 各種負担金事務に係る事業 (1501000：保険年金課)					円
執行状況及び成果					6,239,000
負担金、補助及び交付金一覧表を参照					内 訳
					18. 6,239,000
2.1.1. 一般被保険者療養給付に係る事業 (1501100：保険年金課)					3,729,407,001
執行状況及び成果					内 訳
一般被保険者の療養給付費の給付状況					18. 3,729,407,001
区 分	件数 (件)	日数 (日)	費用額 (円)		
入 院	2,732	43,847	1,810,517,160	保険者負担額	3,729,407,001円
入 院 外	119,595	170,675	1,725,946,153	1人当りの保険者負担額	269,505円
歯 科	34,064	52,553	415,779,170	不当利得返納金分	
調 剤	87,081	(100,783)	976,849,944	調定 50件	470,145円
食 事 療 養	(2,607)	(116,360)	79,405,260	収納 38件	339,291円
訪 問 看 護	1,893	10,825	121,285,530	収納率	72.17%
計	245,365	277,900	5,129,783,217		
(注) () 内は再掲である					
2.1.2. 退職被保険者等療養給付に係る事業 (1501200：保険年金課)					0
執行状況及び成果					内 訳
					18. 0
2.1.3. 一般被保険者療養に係る事業 (1501300：保険年金課)					43,350,879
執行状況及び成果					内 訳
一般被保険者の療養費の給付状況					18. 43,350,879
区 分	件 数 (件)	費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一人当りの保険者負担額 (円)	
療養費	5,474	58,809,459	43,350,879	3,133	
2.1.4. 退職被保険者等療養に係る事業 (1501400：保険年金課)					0
執行状況及び成果					内 訳
					18. 0
2.1.5. 診療報酬審査支払手数料に係る事業 (1501500：保険年金課)					26,396,628
執行状況及び成果					内 訳
普通交付金収納事務委託手数料					26,400 円
診療報酬等審査支払手数料					11,357,478 円
レセプト電算処理システム手数料					167,893 円
レセプト管理手数料					2,822,510 円
療養費審査手数料					124,855 円
療養費支払代行手数料					146,889 円
柔道整復師療養費被保険者調査票作成手数料					24,884 円
					12. 26,396,628

予 算 科 目 事 務 事 業 (事業コード: 主管課)					事 業 費 節 別 内 訳
第三者行為損害賠償求償手数料					円
診療報酬等明細書等点検手数料					
24,712 円					
2,917,677 円					
2.2.1. 一般被保険者高額療養に係る事業 (1501600: 保険年金課)					544,564,476
執行状況及び成果					内 訳
一般被保険者高額療養費支給状況					18. 544,564,476
一般被保険者高額療養費支給状況					
区 分	件 数 (件)	支 給 額 (円)	一件当りの支給額 (円)		
高 額 療 養 費	9,196	544,564,476	59,218		
(再掲)	前期高齢者分	6,945	314,095,347		45,226
	70歳以上一般分	5,366	147,632,592		27,513
	70歳以上現役並み所得者分	328	28,909,637		88,139
	未就学児分	4	434,424		108,606
2.2.2. 退職被保険者等高額療養に係る事業 (1501700: 保険年金課)					0
執行状況及び成果					内 訳
					18. 0
2.2.3. 一般被保険者高額介護合算療養に係る事業 (1501800: 保険年金課)					634,546
執行状況及び成果					内 訳
一般被保険者高額介護合算療養費支給状況					18. 634,546
区 分	件 数 (件)	支 給 額 (円)	一件当りの支給額 (円)		
高 額 介 護 合 算 療 養 費	23	634,546	27,589		
2.2.4. 退職被保険者等高額介護合算療養に係る事業 (1501900: 保険年金課)					0
執行状況及び成果					内 訳
					18. 0
2.3.1. 一般被保険者移送に係る事業 (1502000: 保険年金課)					0
執行状況及び成果					内 訳
					18. 0
2.4.1. 出産育児一時金事務に係る事業 (1502200: 保険年金課)					18,258,180
執行状況及び成果					内 訳
出産育児一時金の手数料					11. 6,930
@210円	件数 33件	支給額	6,930円		18. 18,251,250
出産育児一時金の支給状況					
@50万円	件数 35件	支給額	18,251,250円		

予 算 科 目 事 務 事 業 (事業コード: 主管課)	事 業 費 節 別 内 訳
<p>2.5.1. 葬祭費事務に係る事業 (1502300: 保険年金課)</p> <p>執行状況及び成果</p> <p>葬祭費の支給状況 @5万円 支給件数 84件 支給額 4,200,000円</p>	<p>円</p> <p>4,200,000</p> <p>内 訳</p> <p>18. 4,200,000</p>
<p>2.6.1. 結核精神医療給付に係る事業 (1502400: 保険年金課)</p> <p>執行状況及び成果</p> <p>結核精神医療給付金の支給状況 支給額 8,029,533円</p>	<p>8,029,533</p> <p>内 訳</p> <p>18. 8,029,533</p>
<p>2.7.1. 傷病手当金給付に係る事業 (1502405: 保険年金課)</p> <p>執行状況及び成果</p>	<p>0</p> <p>内 訳</p> <p>18. 0</p>
<p>3.1.1. 一般被保険者医療給付費分納付金に係る事業 (1502410: 保険年金課)</p> <p>執行状況及び成果</p> <p>負担金、補助及び交付金一覧表を参照</p>	<p>1,620,220,392</p> <p>内 訳</p> <p>18. 1,620,220,392</p>
<p>3.1.2. 退職被保険者等医療給付費分納付金に係る事業 (1502510: 保険年金課)</p> <p>執行状況及び成果</p> <p>負担金、補助及び交付金一覧表を参照</p>	<p>12,870</p> <p>内 訳</p> <p>18. 12,870</p>
<p>3.2.1. 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金に係る事業 (1502610: 保険年金課)</p> <p>執行状況及び成果</p> <p>負担金、補助及び交付金一覧表を参照</p>	<p>559,046,090</p> <p>内 訳</p> <p>18. 559,046,090</p>
<p>3.2.2. 退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金に係る事業 (1502710: 保険年金課)</p> <p>執行状況及び成果</p> <p>負担金、補助及び交付金一覧表を参照</p>	<p>4,212</p> <p>内 訳</p> <p>18. 4,212</p>
<p>3.3.1. 介護納付金分納付金に係る事業 (1502810: 保険年金課)</p> <p>執行状況及び成果</p> <p>負担金、補助及び交付金一覧表を参照</p>	<p>202,531,256</p> <p>内 訳</p> <p>18. 202,531,256</p>
<p>4.1.1. その他共同事業拠出に係る事業 (1503500: 保険年金課)</p> <p>執行状況及び成果</p>	<p>0</p> <p>内 訳</p> <p>18. 0</p>

予 算 科 目 事 務 事 業 (事業コード：主管課)			事 業 費 節 別 内 訳
5.1.1. 特定健康診査等に係る事業 (1503600：健康まちづくり戦略室)			円
執行状況及び成果			67,996,057
1. 受診状況			内 訳
対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	1. 2,977,250
10,448	4,782	45.8	3. 641,342
受診者数には、人間ドック利用助成者を含んでいる。			10. 756,184
2. 受診結果の階層化			11. 915,378
区 分	動機づけ支援	積極的支援※	12. 61,353,153
該当者数/受診者数 (人)	348/4,782	128/1,859	18. 1,352,750
割 合 (%)	7.3	6.9	
※積極的支援は40～64歳のみ。			
職場健診結果提出に係る国立市デジタル地域通貨発行者 12人			
主な支出内容			
受診券等の郵便料	721,998	円	
特定健康診査委託料	60,513,882	円	
連合会等委託料	222,171	円	
システム業務等委託料	617,100	円	
5.1.1. 特定保健指導に係る事業 (1503650：健康まちづくり戦略室)			2,556,233
執行状況及び成果			内 訳
保健指導の状況 (階層化のうち、令和6年度中に初回面接をした者)			7. 1,103,550
区 分	動機づけ支援	積極的支援	10. 103,785
参加者数/対象者数 (人)	70/348	15/128	11. 33,898
参加率 (%)	20.1	11.7	12. 1,315,000
医療機関での保健指導実施者 14人			
主な支出内容			
特定保健指導委託料	1,315,000	円	
5.1.1. 特定健康診査等未受診者対策に係る事業 (1503660：健康まちづくり戦略室)			5,372,213
執行状況及び成果			内 訳
特定健診受診勧奨ハガキ送付者 6,321人			12. 5,372,213
5.2.1. 保健事業に係る事業 (1503700：保険年金課)			15,988,859
執行状況及び成果			内 訳
1. 人間ドック利用助成状況			11. 1,572,649
504人 委託料	3,946,190	円	12. 14,416,210
助成額20,000円から特定健康診査委託料を除いた額を委託料として支出している。			

予 算 科 目 事 務 事 業 (事業コード: 主管課)						事 業 費 節 別 内 訳
2. 医療費適正化事業業務委託料 10,470,020円						円
6.1.1. 基金積立に係る事業 (1503800: 保険年金課)						11,262
執行状況及び成果						内 訳
国民健康保険事業運営基金 (円)						24. 11,262
区 分	令和5年度末 現在高	令和6年度積立金		令和6年度 取崩し額	令和6年度末 現在高	
金 額	7,061,298	純積立	利子積立	0	7,072,560	
		0	11,262			
7.1.1. 償還金及び還付金に係る事業 (1503900: 保険年金課)						7,229,854
執行状況及び成果						内 訳
国民健康保険税還付金 309件 7,229,854円						22. 7,229,854
7.1.1. 国・都支出金等返納金に係る事業 (1504000: 保険年金課)						94,631,217
執行状況及び成果						内 訳
国・都支出金等返納金						22. 94,631,217
令和5年度東京都国民健康保険保険給付費等交付金 (都繰入金2号分) 超過交付額の返還 7,000 円						
令和5年度東京都国民健康保険保険給付費等交付金 (普通交付金分) 超過交付額の返還 91,693,217 円						
令和5年度健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金 (市町村分) 超過交付額の返還 8,000 円						
令和5年度東京都国民健康保険保険給付費等交付金 (特定健康診査等負担金分) 超過交付額の返還 224,000 円						
令和5年度東京都国民健康保険保険給付費等交付金 (特別調整交付金分) 超過交付額の返還 668,000 円						
令和5年度東京都国民健康保険保険給付費等交付金 (保険者努力支援制度分) 超過交付額の返還 2,031,000 円						
国民健康保険高額療養費資金貸付基金運用状況						
件 数 (件)	貸 付 額 (円)					
0	0					
国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況						
件 数 (件)	貸 付 額 (円)					
0	0					

4. 負担金、補助及び交付金一覧表

名 称	金 額 (円)	備 考
オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等運営負担金	523,716	社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会が共同して設置するオンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等の運営に関する費用の負担金として支出しました。
東京都国民健康保険団体連合会負担金	1,422,331	東京都国民健康保険団体連合会の運営経費として支出しました。
国民健康保険賦課 (給付) 事務負担金	6,239,000	国民健康保険の賦課及び給付事業について、電算処理事業費として支出しました。
一般被保険者療養給付費	3,729,407,001	一般被保険者の疾病、負傷に対する診療、薬剤、処置、手術、収容等の経費の保険者負担分を支出しました。
一般被保険者療養費	43,350,879	一般被保険者の疾病、負傷等に対する保険者負担分を現金給付しました。
一般被保険者高額療養費	544,564,476	一般被保険者が支払った医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を支出しました。
一般被保険者高額介護合算療養費	634,546	一般被保険者が支払った医療費及び介護給付費の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた額を支出しました。
出産育児一時金	18,251,250	出産育児一時金として支出しました。
葬祭費	4,200,000	葬祭費として支出しました。
結核精神医療給付金	8,029,533	結核精神医療給付金として支出しました。
一般被保険者医療給付費分納付金	1,620,220,392	一般被保険者医療給付費分納付金として東京都へ支出しました。
退職被保険者等医療給付費分納付金	12,870	退職被保険者等医療給付費分納付金として東京都へ支出しました。
一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	559,046,090	一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金として東京都へ支出しました。
退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金	4,212	退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金として東京都へ支出しました。
介護納付金分納付金	202,531,256	介護納付金分納付金として東京都へ支出しました。
デジタル地域通貨発行負担金	12,000	職場等で受診した健診結果を市に提出した被保険者に対し与るくにPayポイントの負担金として支出しました。
特定健康診査・特定保健指導負担金	1,340,750	被保険者の特定健康診査事務事業費として東京都国民健康保険団体連合会へ支出しました。

令和8年度国立市国民健康保険特別会計当初予算の概要

(歳入)

(単位:千円, %)

款	R8当初予算案(A)		R7当初予算案(B)		差引 (A) - (B)	増減率 (A)/(B)	主な増減内容	
	予算現額	構成比	予算現額	構成比				
1. 国民健康保険税	1,495,579	20.7	1,405,642	19.5	89,937	6.40	現年課税分(子ども・子育て支援金納付金分除く) 1,402,175千円(+34,000千円) 現年課税分(子ども・子育て支援納付金分) 56,003千円(皆増) 滞納繰越分 37,401千円(△66千円)	
2. 一部負担金	1	0.0	1	0.0	0	0.00		
3. 国庫支出金	92	0.0	69	0.0	23	33.33	国民健康保険災害臨時特例補助金	
4. 都支出金	4,787,828	66.2	4,757,894	66.0	29,934	0.63	普通交付金 4,573,276千円(△5,277千円) 都繰入金(2号分) 71,484千円(+16,290千円) 国民健康保険事業補助金 85,532千円(+20,448千円)	
5. 財産収入	50	0.0	10	0.0	40	400.00	金利上昇に伴う基金預金利息の増	
6. 繰入金	944,503	13.1	1,031,710	14.3	△ 87,207	△ 8.45		
	(うち法定内)	(383,427)	(5.3)	(397,613)	(5.5)	(△ 14,186)	(△ 3.57)	職員給与費等繰入金 136,615千円(△1,960千円)
	(うち法定外)	(554,001)	(7.7)	(634,096)	(8.8)	(△ 80,095)	(△ 12.63)	保健事業費等繰入金 58,725千円(△10,886千円) その他一般会計繰入金(≒赤字繰入金) 495,276千円(△69,209千円)
	(うち基金)	(7,075)	(0.1)	(1)	(0.0)	(7,074)	(707,400.00)	国民健康保険事業運営基金繰入金 7,075千円(+7,074千円)
7. 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0		
8. 諸収入	7,703	0.1	13,003	0.2	△ 5,300	△ 40.76	不当利得返納金 1,200千円(△1,800千円) 第三者行為納付金 500千円(△3,500千円)	
歳入合計	7,235,757	100.0	7,208,330	100.0	34,501	0.38		

(歳出)

(単位:千円, %)

款	R8当初予算案(A)		R7当初予算案(B)		差引 (A)-(B)	増減率 (A)/(B)	主な増減内容
	予算現額	構成比	予算現額	構成比			
1. 総務費	131,752	1.8	128,604	1.8	3,148	2.45	増要素:収納課会計年度任用職員報酬の一部負担(都10/10)、人件費・物件費の高騰 減要素:一般職職員給料9人→8人、資格確認書70歳以上のみ更新年度(偶数年度)
2. 保険給付費	4,610,666	63.7	4,616,106	64.0	△ 5,440	△ 0.12	療養費 44,000千円(△5,000千円) 葬祭費事務費 4,000千円(△500千円)
3. 国民健康保険 事業費納付金	2,388,120	33.0	2,354,830	32.7	33,290	1.41	子ども・子育て支援金納付金分除く 2,332,117千円(△22,713千円) 子ども・子育て支援納付金分 56,003千円(皆増)
5. 保健事業費	92,168	1.3	93,779	1.3	△ 1,611	△ 1.72	
6. 基金積立金	50	0.0	10	0.0	40	400.00	金利上昇に伴う基金預金利息の増
7. 諸支出金	10,001	0.1	10,001	0.1	0	0.00	
8. 予備費	3,000	0.0	5,000	0.1	△ 2,000	△ 40.00	予備費 3,000千円(△2,000千円)
歳出合計	7,235,757	100.0	7,208,330	100.0	27,427	0.38	

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な内容について

1 改正内容

(1) 所得割税率・均等割税額の改正（子ども・子育て支援納付金分の新設含む）

① 概要

	所得割税率		均等割税額	
	令和7年度	令和8年度	令和7年度	令和8年度
基礎課税（医療）分	5.5%	5.7%	20,000円	23,500円
後期高齢者支援金等分	1.8%	1.95%	10,000円	11,200円
介護納付金分	1.85%	1.95%	11,000円	12,000円
合計（子ども・子育て支援金納付金分 <u>除く</u> ）	9.15%	9.6%	41,000円	46,700円
子ども・子育て支援納付金分	-	0.29%	-	1,931円（※）
合計（子ども・子育て支援金納付金分 <u>含む</u> ）	9.15%	9.89%	41,000円	48,631円

※被保険者均等割税額 1,835円 + 18歳以上被保険者均等割額 96円

② 該当条項

第3条～第8条の4、第21条

③ 施行期日

令和8年4月1日

(2) 課税限度額の改正（子ども・子育て支援納付金分の新設含む）

① 概要

基礎課税（医療）分 : 66万円→67万円（1万円増）
後期高齢者支援金等分 : 26万円（改正なし）
介護納付金分 : 17万円（改正なし）
子ども・子育て支援納付金分 : 3万円（新設）

② 該当条項

第2条第2項及び第5項、第21条第1項

③ 施行期日

規則で定める日

(3) 均等割額の軽減判定所得基準の見直し

① 概要

軽減割合	(改正前) 軽減対象所得範囲	(改正後) 軽減対象所得範囲
7割	43万円以下	改正なし
5割	43万円+ <u>30.5万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>31万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	43万円+ <u>56万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>57万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療制度被保険者に移行した者を含む。

※一人世帯の場合の軽減対象所得上限額（改正後） 5割軽減：74万円、2割軽減：100万円

② 該当条項

第21条第1項第2号及び第3号

③ 施行期日

規則で定める日

2 子ども・子育て支援金制度について

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援金制度

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から、医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療、被用者保険）の納付ルートを活用して支援金を集める。
※ 介護保険も同様に医療保険制度の納付ルートを通じて40～65歳未満の保険料を集めている。
- 徴収した支援金はすべて支援納付金対象費用に充当することが法定されており、流用はない。

1. 支援金徴収の流れ



2. 支援納付金対象費用

- 児童手当の所得制限撤廃、支給対象を高校生年代まで拡大等【R6.10～】
- 妊婦のための10万円給付【R7.4～】
- 育児休業時の手取り10割相当給付【R7.4～】
- こども誰でも通園制度【R8.4～】
- 育児期間中の国民年金保険料免除【R8.10～】 等

※こども家庭庁公表資料抜粋

支援納付金の総額
(充当事業の予算額として毎年度決定)

個人・事業主拠出の総額 1兆円 + 公費^(※) の計 1.3兆円程度
※現行の医療保険に準じて、国保・後期の低所得者負担軽減等や、共済組合（公務員）の事業主負担分等のため所定の公費を投入。

後期高齢者とそれ以外の医療保険料負担総額により按分

**後期高齢医療制度
とそれ以外**

後期高齢者 【8.3%】 ※ R10見込み、R8・9は8%（法定）
 後期高齢者以外 【91.7%】

1,100億円程度
(現行制度に準じた低所得者への負担軽減あり)

国保と被用者保険の加入者数により按分

国保と被用者保険

2,500万人 国保 【23%】
 7,400万人 被用者保険 【68%】

3,000億円程度
(現行制度に準じた公費投入及び低所得者への負担軽減あり)

総報酬により按分

被用者保険間

3,800万人 協会けんぽ 【30%】 3,900億円程度	2,700万人 健保組合 【28%】 3,700億円程度	940万人 共済組合等 【10%】 1,300億円程度
---	--	---

(労使折半)

(共済組合（公務員）の事業主負担分は公費)

事業主が0.4兆円程度を拠出

3 モデル世帯別の国民健康保険税率改定の影響額

モ	No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
デ	世帯構成	20歳単身	20代夫婦	30代夫婦 未就学児1人	40代夫婦 子1人	40代夫婦 子2人	50代夫婦 子2人	60歳単身	60歳夫婦	65歳夫婦	65歳夫婦	70歳単身	70歳夫婦
ル	世帯年間収入(注1)	給与 165万円	給与 300万円	給与 440万円	給与 555万円	給与 680万円	給与 790万円	給与 108万円以下	給与 165万円	年金 310万円	年金 435万円	年金 110万円以下	年金 160万円
世	世帯年間所得	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	0円	100万円	200万円	300万円	0円	50万円
帯	均等割軽減該当	-	-	-	-	-	-	7割軽減	5割軽減	-	-	7割軽減	7割軽減
月	改定前	5,958円	14,541円	21,875円	36,541円	46,666円	54,291円	1,025円	7,750円	14,541円	20,625円	750円	1,916円
	改定後	6,808円	16,483円	24,550円	40,408円	51,541円	59,783円	1,200円	8,733円	16,483円	23,100円	900円	2,275円
	改定額	850円	1,942円	2,675円	3,867円	4,875円	5,492円	175円	983円	1,942円	2,475円	150円	359円
額	(うち、子ども・子育て支援納付金分)	(291円)	(700円)	(941円)	(1,183円)	(1,425円)	(1,666円)	(41円)	(291円)	(700円)	(941円)	(41円)	(108円)
年	改定前	71,500円	174,500円	262,500円	438,500円	560,000円	651,500円	12,300円	93,000円	174,500円	247,500円	9,000円	23,000円
	改定後	81,700円	197,800円	294,600円	484,900円	618,500円	717,400円	14,400円	104,800円	197,800円	277,200円	10,800円	27,300円
	改定額	10,200円	23,300円	32,100円	46,400円	58,500円	65,900円	2,100円	11,800円	23,300円	29,700円	1,800円	4,300円
額	(うち、子ども・子育て支援納付金分)	(3,500円)	(8,400円)	(11,300円)	(14,200円)	(17,100円)	(20,000円)	(500円)	(3,500円)	(8,400円)	(11,300円)	(500円)	(1,300円)

注1 世帯員中、1人にのみ所得がある想定

国立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）および子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>および</u>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。） _____の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)及び(3) 略</p>
<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）</p>	<p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）</p>

新	旧
<p>およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>67万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p><u>5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法</u> <u>第314条の2</u>第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.70</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,500円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.95</u>を乗じて算定する。</p>	<p>およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は<u>66万円</u>とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）</u>第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の5.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>20,000円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第5条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.80</u>を乗じて算定する。</p>

新	旧
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,200円</u>とする。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,000円</u>とする。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.95</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第7条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.85</u>を乗じて算定する。</p>
<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>12,000円</u>とする。</p>	<p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。</p>
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)</u></p> <p>第8条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>0.29</u>を乗じて算定する。</p>	
<p><u>(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)</u></p> <p>第8条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>1,835円</u>とする。</p>	
<p><u>(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)</u></p> <p>第8条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について<u>96円</u>とする。</p>	
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額から当</p>

新	旧
<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>16,450円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,840円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>8,400円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,285円</u></p> <p>オ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額</u> 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>68円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>11,750円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,600円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>6,000円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額</u></p>	<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>14,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,000円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>7,700円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>10,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,000円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,500円</u></p>

新	旧
<p><u>の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 918円</u></p> <p>オ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 48円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>57万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,700円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,240円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,400円</u></p> <p>エ <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 367円</u></p> <p>オ <u>18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額</p>	<p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>4,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,000円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,200円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額</p>

新	旧
<p>(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>
<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>	<p>(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>
<p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>19,975円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>17,625円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>14,100円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>11,750円</u></p>	<p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>17,000円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>15,000円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>10,000円</u></p>
<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>	<p>(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>
<p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>9,520円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>8,400円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,720円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,600円</u></p>	<p>ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>8,500円</u></p> <p>イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>7,500円</u></p> <p>ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>6,000円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,000円</u></p>
<p>(3) <u>国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u>次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p>	
<p>ア <u>前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 1,560円</u></p> <p>イ <u>前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 1,377円</u></p> <p>ウ <u>前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 1,101円</u></p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 918円</u></p>	
<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>ならびに被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額</u>(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額<u>および18歳以上被保険者均等割額</u>)は、当該所得割額<u>ならびに被保険者均等</u></p>	<p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>および被保険者均等割額</u>(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額<u>および被保険者均等</u></p>

新	旧
<p>割額および18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定す</p>	<p>割額_____から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(6) 略</p>

新	旧
<p><u>る金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</u></p>	
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 及び 2 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>1 及び 2 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>3 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>	<p>3 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p>
<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」とい</p>	<p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」とい</p>

新	旧
<p>う。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>	<p>う。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>6 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>6 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条</p>	<p>7 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条</p>

新	旧
<p>第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定す</p>	<p>第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>8 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定す</p>

新	旧
<p>る特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」とする。</p>	<p>る特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条および第21条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）</p> <p>11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等または同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項および第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第21条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」とする。</p>

新	旧
<p>と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、<u>第8条の2</u>および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2</p>	<p>と、第21条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条_____および第21条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2</p>

新	旧
<p>第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項ただし書の改正規定、同条に1項を加える改正規定（ただし書に係る部分に限る。）、第21条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「66万円」を「67万円」に改める部分及び「の合算額」を「（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額」に改める部分に限る。）、同項第2号の改正規定（「30万5,000円」を「31万円」に改める部分に限る。）、同項第3号の改正規定（「56万円」を「57万円」に改める部分に限る。）及び同条第3項第1号の改正規定は、規則で定める日から施行する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(適用区分)</u></p> <p>2 <u>改正後の国立市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>14 略</p>